



北本駅前防犯カメラ設置事業

事業の概要

目的

北本駅周辺における街頭犯罪等の防止

防犯のまちづくり推進条例

○ 基本理念

「市、市民（中略）が、自らの安全は自らで守るとともに地域の安全は地域で守るという基本認識のもとに、それぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら協働して、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを行うこと」

セーフコミュニティの認証取得

○ 基本理念

「事故やけがは偶然に起こるものではなく、予防することができる」

住民と行政などが協働して、地域の誰もがいつまでも安心・安全で健康に暮らせるまちづくりを推進



北本駅前における防犯カメラの設置経緯

・街頭犯罪の増加

・参照 表1

・県内他市町村の設置状況

・参照 表2

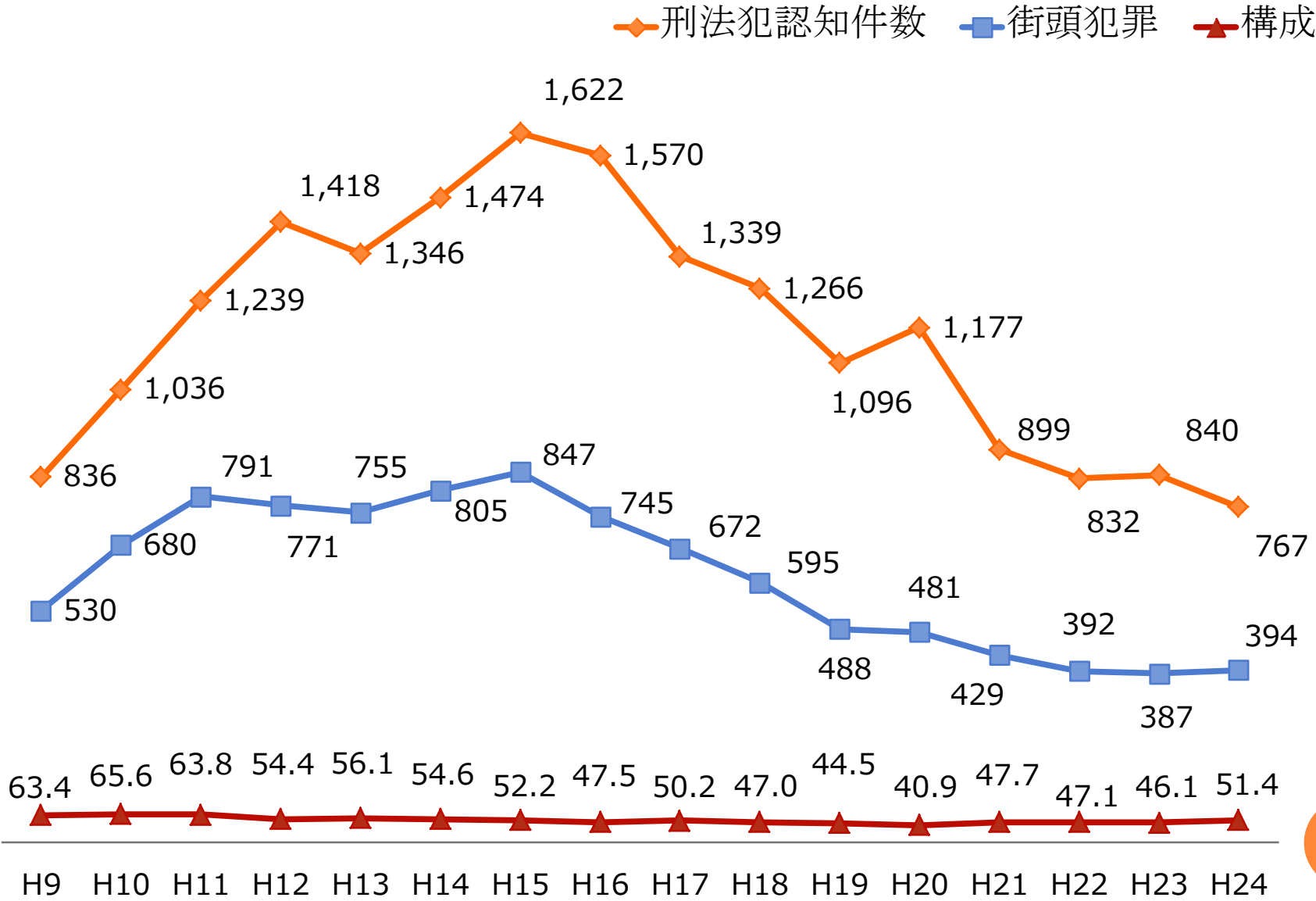
・駅周辺自治会からの設置要望

・きたもと市民会議での支持



刑法犯認知件数のうち街頭犯罪件数

表1



県内他市町村における防犯カメラの設置状況 (平成25年4月1日現在)

○設置場所を駅前広場、駅通路とするもの

自治体名	設置基数	設置駅数	自治体名	設置基数	設置駅数	自治体名	設置基数	設置駅数
さいたま市	94基	26駅	羽生市	15基	1駅	三郷市	15基	3駅
熊谷市	13基	2駅	鴻巣市	5基	3駅	蓮田市	4基	1駅
本庄市	6基	1駅	深谷市	10基	1駅	鶴ヶ島市	1基	1駅
東松山市	6基	1駅	入間市	12基	2駅	日高市	6基	1駅
春日部市	4基	4駅	朝霞市	6基	2駅	志木市	今年度駅前広場に設置予定	
狭山市	3基	1駅	吉川市	15基	1駅	設置済 16団体	215基	51駅



防犯カメラの管理及び運用

管 理

- 管理責任者を設置し、録画等の操作を管理する。
- 機器にセキュリティロックを設定し、パスワードで管理

運 用

- 操作等については、管理責任者が指名した者のみが行うことができる。

規 程

- 管理及び運用については、「北本市北本駅前防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」(仮称)を制定し、管理体制等を整える。



諮問について

1 収集方法の制限に関する事。

- 北本市個人情報保護条例第8条関係

2 目的外利用等の制限に関する事。

- 北本市個人情報保護条例第11条関係

3 不開示情報に関する事。

- 北本市個人情報保護条例第14条関係

